

(草案)

大阪府商店會聯盟設立ノ趣意

中小商工業者ハ極度ノ疲弊困憊ニ陥リ當ツニ生存ノ危機ニアル、今ニシテ打開更生ノ道ヲ講ゼザレバ遂ニ衰滅ノ運命ニ立チ至ルコトガ明白既ニデアアル、中小商工業者ハ今ヤ生存ノ根柢ヲ破壊セラレテ現狀ノ儘ニテハ經營ノ合理化モ其他ノ方法モ施スニ道ガナイ、資金ヲ融通シテ當面スル所ノ經濟上ノ窮迫ヲ救濟緩和シ、之ト同時ニ新タナル國策ヲ樹立シ之ニ關スル法律制度ヲ制定シテ其統制ヲ圖ツテ根本的立直シヲ爲スコトガ急務デアアル、而シテ吾々營業者ハ眞實ナル提擲協調ノ下ニ共心戮力經營ニ精進セバ必ラス吾々ノ地位ガ安定シ其生存ノ確保ヲ期スルコトガ出來ル、是レ本聯盟ノ結成ヲ必要トスル所以ニシテ本聯盟ハ吾々ノ經營上ニ關スル共同ノ機關ヲ以テ任ゼントス

昭和七年七月

大阪府商店會聯盟

大阪府商店會聯盟規約

- 第一條 本聯盟ハ大阪府商店會聯盟ト稱ス
- 第二條 本聯盟ハ中小商工業者ノ經營ノ共同機關トス
- 第三條 本聯盟ハ經營ノ合理化ト中小商工業ノ統制ヲ圖リ以テ營業者ノ地位ヲ安定シ其生存ヲ確保センコトヲ期スルコトヲ目的トス
- 第四條 本聯盟ハ設立ノ目的ヲ達成スル爲メ必要ナル施設ヲ爲シ事業ヲ行フ其種類細目ハ理事總會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム
- 第五條 本聯盟ハ大阪府下ニ於ケル同一ノ目的ヲ有スル商店團體ヲ以テ組織ス
- 第六條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、理事長 一名
 - 二、副理事長 三名